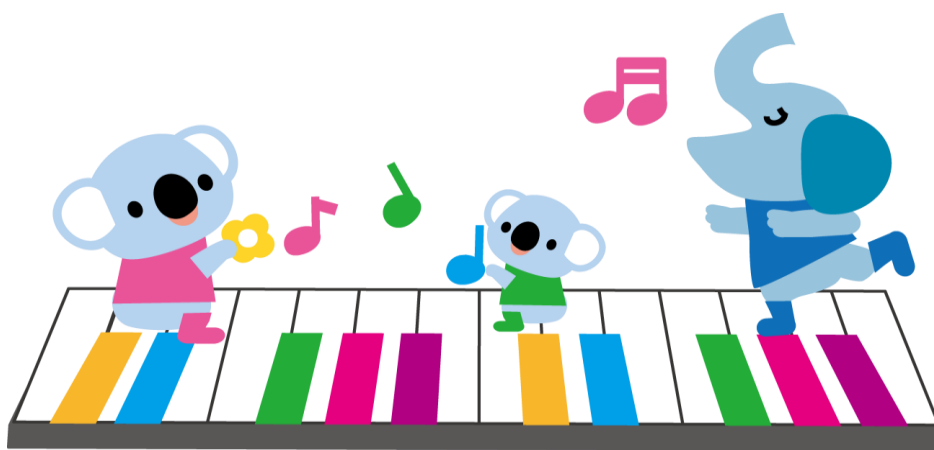


令和8年度版

く さ つ ま ち
草津町

こ そ だ
子育てガイドブック
2026

だい ぶ かく し ゅ せ い ど て あ て と う
第3部 各種の制度・手当等 (19～29)



草津町
育ちと学びを支えるネットワーク事業

草津町こども家庭センター「なないろ」（保健センター）
草津町教育委員会こどもみらい課（ベルツこども園・小・中学校等・児童室）
草津町教育委員会事務局（社会教育等）
草津町住民課・草津町福祉課

1 目次・はじめに

2

妊娠・
赤ちゃんの
こと

3

乳児等
健診と
予防接種

4

相談体制と
育児支援教室

5

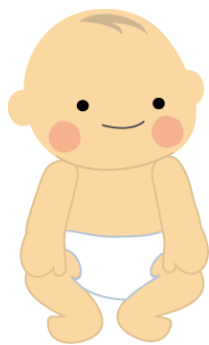
こども園と
小・中学校

6

各種の
手当・
制度等

7

もしもの
時の
相談窓口等



ようこそ、草津町へ！

草津町では、『子どもは町の宝物』と考えて、町長自らが中心となって、さまざまな『子育て支援策』を展開しています。

この『子育てガイドブック』は、草津町で子育てをしていく保護者の皆さんのお役に立てればと、妊娠期からの子育て支援の事業や制度の案内をさせていただくために用意したものです。

出来る限り最新の情報がお知らせできるように、毎年度、発行していきたいと思います。

1 目次・はじめに

※【分割版】の「目次・はじめに」は第1部～第3部共通です。

○目次	0-1
○草津町のオリジナル子育て支援策の紹介	0-3
○草津町の子育て支援機関の紹介	0-4
○草津町役場の関係機関等の紹介	0-5

第1部 妊娠・赤ちゃんのこと（①～⑩）

2 妊娠・赤ちゃんのこと



① こども家庭センター「なないろ」	1-1
-------------------	-----

② 妊娠がわかったら

・母子健康手帳の交付	1-3
・妊婦健康診査受診券の交付 / 草津町健康カレンダーの配布	1-4

③ 生まれる前の準備

・両親学級 / 産前産後の相談	1-5
-----------------	-----

④ 赤ちゃんが生まれたら

・出生届 / 出生連絡票 / 赤ちゃん訪問	1-6
・産後ケア事業	1-7
・産婦健診 / 新生児聴覚検査費用助成	1-8
・1か月健診費用助成	1-9

3 乳児等健診と予防接種

⑤ 赤ちゃんの健康のために 乳児健診

・乳児健診 / 乳児相談	1-10
・ブックスタート	1-11

⑥ 赤ちゃんの健康のために 幼児健診

・1歳6ヶ月児健診 / 3歳児健診 / 3歳児眼科健診（屈折・眼位検査）	1-12
・フッ素塗布	1-13

⑦ 赤ちゃんの健康のために

・定期予防接種	1-14
・小児インフルエンザ予防接種 / おたふくかぜ予防接種	1-16

4 相談体制と育児支援教室

⑧ 育児支援教室・保健センターのサポーター

・ベビールーム / すまいる	1-18
・母子保健推進員 / 食生活改善推進員	1-19

⑨ 子育てひろば「すくすく」	1-20
----------------	------

⑩ 草津町「育ちと学びを支えるネットワーク事業」

・幼児個別相談 / 教育相談	1-21
・5歳児運動健診	1-22

第2部 こども園と小・中学校（⑪～⑱）

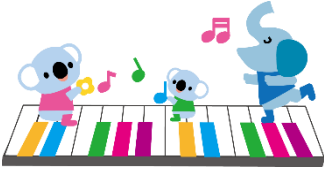
5 こども園と小・中学校



⑪ 草津町立認定こども園ベルツこども園	2-1
⑫ 草津町立草津小学校	2-3
⑬ 草津町立草津中学校	2-5
⑭ 学校特別休暇制度	2-7
⑮ 草津町児童室（学童保育）	2-8
⑯ 草津町スポーツ少年団 / 放課後子ども教室	2-9
⑰ 草津町立温泉図書館	2-10
⑱ 草津町の子育て関係機関マップ／通学路マップ	2-11

第3部 各種の制度・手当等（⑲～⑳）

6 各種の制度・手当等



⑲ 国民健康保険・福祉医療費受給資格者証	
・国民健康保険 / 出産育児一時金	3-1
・福祉医療費受給資格者証《子ども用》	3-2
⑳ 出産を支援する制度	
・特定不妊治療費等助成事業	3-3
・未熟児養育医療給付申請制度	3-4
・出産 / 子育て応援事業	3-5
㉑ 子育てを支援する制度	
・草津町出産祝金	3-7
・児童手当	3-8
・児童扶養手当	3-9
㉒ 特別な支援を必要とする子どものための制度	
・特別児童扶養手当	3-10
・身体障がい者手帳 / 療育手帳の交付等	3-11
・就学援助費制度等	3-12
㉓ 就学・進学に関わる子どものための制度	
・草津町高校生等就学費 / 奨学資金貸与制度等	3-13
㉔ その他の子育て支援に関わる事業案内（草津町）	
・町内巡回バス / 防災メール / 草津町LINE	3-14
・公園案内	3-15
㉕ その他の子育て支援に関わる事業案内（国・県）	3-16
㉖ 草津町の医療機関 / 休日の当番医等	3-17
㉗ 休日や夜間の救急等の相談窓口	3-18
㉘ 子どもSOSダイヤル / 児童虐待相談窓口	3-19
㉙ その他の支援機関の相談窓口	3-20

7 もしものときの相談窓口等

草津町オリジナル子育て支援策の紹介

◎切れ目のない子育て支援の展開・・・キーワードは『橋渡し』



草津町では妊娠期から高校生までの『切れ目のない子育て支援（橋渡し）』を目指して、様々な支援策を推進しています。

新たに草津町こども家庭センター「なないろ」を保健センターに設置し、草津町役場の各関係機関の連携により“横断的かつ接続性のある”子育て支援行政の推進体制に努めています。

「ようこそ、草津町へ」、子育て世代のみなさんの『育ちと学び』を私たち行政機関が連携し、手を携え、サポートしたいと思えます。

◎草津町が推進するオリジナル子育て支援

草津町長は「共に創る町づくり」を基本理念に掲げ、「子育て、教育支援を充実」させることを支援策一つとしています。時代の草津町を担う子どもたちの健全な育成のため、また、子育て世代の将来への不安に寄り添うため、草津町オリジナルの子育て支援を推進していきます。

New! ◇草津町こども家庭センター『なないろ』の新設

New! ◇乳児おむつ等購入費助成事業の実施

◇出産祝金の実施

◇妊婦のための支援給付金と妊婦等包括相談支援事業の実施

◇こども園・小・中学校、全ての子どもの給食費の完全無料化実施

◇学童保育（小1～小4までの働く親の支援策）の充実

◇中学生の学生服購入負担（半額負担）事業の実施

◇ベルツこども園保育料の全年齢無償化の実施

◇学校特別休暇制度の実施

◇高校生等への就学費補助制度（一人あたり年額6万円）の実施



◎草津町こども家庭センター「なないろ」の新設

令和7年12月1日より草津町保健センター内に

『こども家庭センター **な** **な** **い** **ろ**』を開設しました。

“つなぐ”・“支え合う”、虹の架け橋をイメージして命名しました。

妊娠・出産・子育てに関する様々な**不安、悩み**に**ワンストップ**で**対応**できるよう取り組みます。

相談内容に応じて、必要なサービスにつなぐなど**解決のお手伝い**をします。

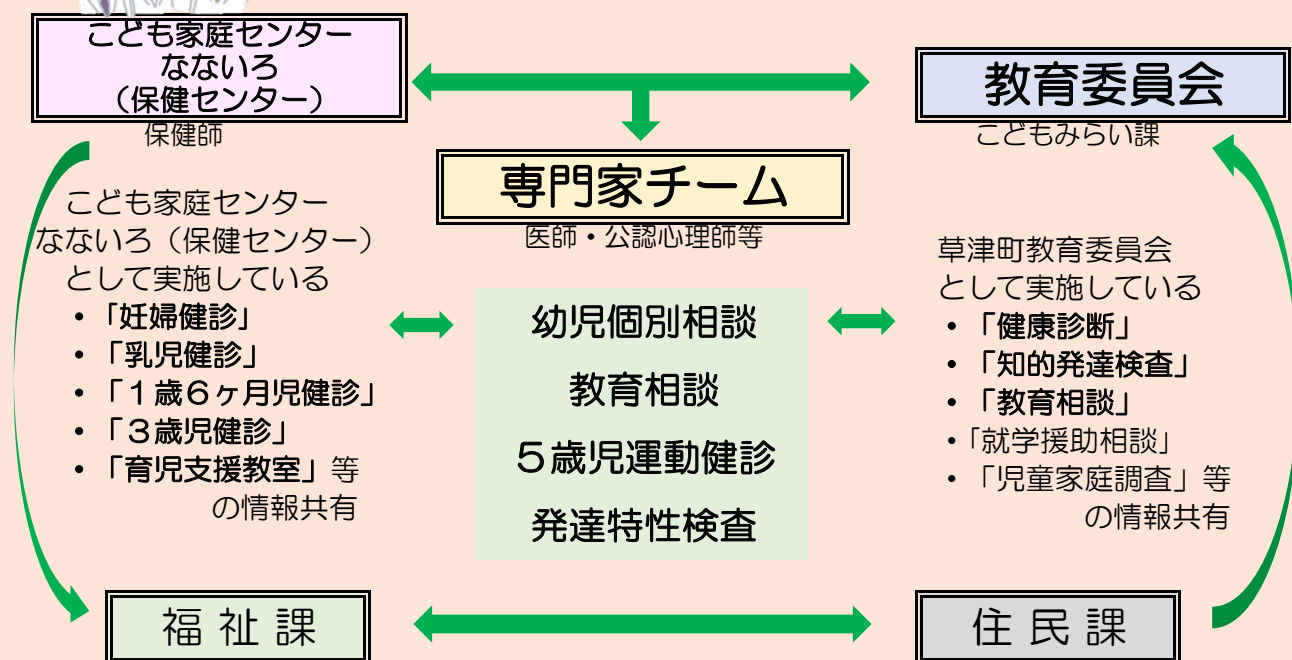
草津町こども家庭センター「なないろ」
の詳細については、
1-1、1-2ページをご覧ください。



◎草津町『育ちと学びを支えるネットワーク』事業



草津町では子育て行政に関わる主体機関となるこども家庭センターなないろ（保健センター）と教育委員会事務局とが連携し、加えて、外部から医師や臨床心理士等の専門家と事業提携し、『育ちと学びを支えるネットワーク事業』という子育て支援策を平成24年度から展開しています。



この事業の詳細は『子育てガイドブック 第1部』に載せていますが、5歳児健診や各種の相談事業など、町の保健師や外部からの専門家チームの先生方と行政機関とが一体となって、お子さんの育ちと学びをサポートいたします。

◎地域特色を活かした接続性ある子育て支援



小さな町のため、草津町では、認定こども園、小学校、中学校とが『すべて“公設公営”で1つずつの設置』となっています。この地域特色を活かし、きめ細かな、切れ目のない、接続性のある子育て支援の実現を目指して関係各課が連携しています。



“公設公営”で1つずつ

草津町の子育て支援機関の紹介

草津町役場では、子育て行政に関わる機関として主に5課が対応をしています。
町のこども家庭センターなないろ（保健センター）、教育委員会（事務局・こどもみらい課）、住民課、福祉課の、どの窓口においても丁寧な対応をいたしますので、遠慮なくお声がけ、または電話でご相談ください。
このガイドブックでは、子育て世代の皆さん向けに関係機関の主な業務や事業、制度をご案内していますのでご活用ください。

◎切れめのない横断的かつ継続性のある子育て支援・・・草津町役場関係機関

妊産婦 ▶	乳幼児 ▶	こども園 ▶	小学校 ▶	中学校 ▶	高校（18歳まで）
こども家庭センターなないろ（健康推進課・保健センター）（母子保健・食育等担当）					
教育委員会こどもみらい課（こども園・児童室・教育全般担当）					
教育委員会事務局（社会教育全般担当）					
住民課・教育委員会こどもみらい課（児童福祉全般担当）					
福祉課（社会保障・障害者施策担当）					

◆子育て行政に関わる草津町役場の主要機関 代表電話番号

草津町役場健康推進課（保健センター）	0279 88-5797	母子保健・子育て支援全般
草津町こども家庭センター「なないろ」	0279 88-0005	こども園・児童福祉全般・教育関係全般
草津町教育委員会こどもみらい課（役場1階）	0279 88-0005	社会教育関係全般
草津町教育委員会事務局（役場1階）	0279 88-7192	児童福祉全般
草津町役場住民課（役場2階）	0279 88-7189	社会保障全般
草津町役場福祉課（役場2階）		

◆関係機関 代表電話番号一覧

※役場の全関係機関の案内はP0-5・O-6に掲載

草津町役場	0279 88-0001
草津町立認定こども園ベルツこども園	0279 88-3738
草津町立草津小学校	0279 88-2156
草津町立草津中学校	0279 88-2227
草津町児童室	0279 88-6250（公設公営学童保育）

◆主な関係機関の公式ホームページURL

草津町役場公式HP	https://www.town.kusatsu.gunma.jp/
草津町立草津小学校公式HP	https://kusatsu-es.kusatsu.ed.jp/
草津町立草津中学校公式HP	https://kusatsu-jhs.kusatsu.ed.jp/
草津温泉観光協会公式HP	https://www.kusatsu-onsen.ne.jp/
草津町社会福祉協議会公式HP	http://www.kusatsu-shakyo.com/

◎草津町子育てガイドブックの見方について

○『草津町子育てガイドブック』では、妊産婦から高校生までの子育て支援に関わる草津町の主な事業を、次の3部に分冊して紹介しています。

- 第1部：妊娠・赤ちゃんのこと
- 第2部：こども園と小・中学校
- 第3部：各種制度・手当等

○各事業や案内の下には『お問い合わせ先』を載せていますので、もっと詳しく知りたい場合は、担当部署にご連絡ください。

例)	お問い合わせ	〇〇〇〇 (事業名)	担当部署	0279 88-●●●●
----	--------	---------------	------	-----------------

1. 役場 開庁時間 平日昼間（月～金曜）

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日年末年始を除く）



役場案内地図
（googleマップ表示）

2. 草津町役場公式ホームページ

<https://www.town.kusatsu.gunma.jp/>

草津町からのお知らせやご案内（休日の当番医のことや、各種手続きのことなど）は、草津町役場公式ホームページに載っています。どうぞご利用ください。



草津町役場
公式ホームページ

3. 草津町広報 〈広報いでゆ〉

毎月発行しています『草津町広報 〈いでゆ〉』では草津町からのお知らせやご案内、また、こども園の様子や小中学生のスポーツ大会の結果などが掲載されます。ご覧になってください。



広報いでゆ
（草津町ホームページ）

4. 草津町役場 窓口 ご案内一覧表

市外局番0279

取扱事務	担当課	場所	電話番号
（1）住民記録関係			
- 住民票の写しの交付 - 住民票記載事項証明書の交付 - 転出入・転居・世帯変更の届出 - 住民基本台帳の閲覧 - マイナンバーカード（個人番号カード）の交付 - マイナンバーカードによるコンビニでの住民票等の取得について - 広域住民票の写しの交付（午前9時から午後5時まで） - 年金受給者現況届の証明	住民課	草津町役場 2階 2番窓口	（0279） 88-7192
（2）印鑑証明書関係			
- 印鑑登録・登録廃止 - 印鑑証明書の交付（印鑑登録手帳を必ずお持ちください）	住民課	2階 2番窓口	88-7192
（3）戸籍関係			
- 戸籍の届出 - 戸籍の全部・個人事項証明書（謄本・抄本）の交付 - 戸籍の附票の写しの交付 - 身分証明書の交付	住民課	2階 2番窓口	88-7192
（4）保険・年金関係			
- 国民健康保険の加入、資格喪失等の届出 - 国民健康保険 保険証の交付 - 国民健康保険税に關すること - 後期高齢者医療 保険証の交付 - 後期高齢者医療保険料に關すること - 国民年金の加入（3号を除く）、資格変更の届け出	住民課	2階 2番窓口	88-7192

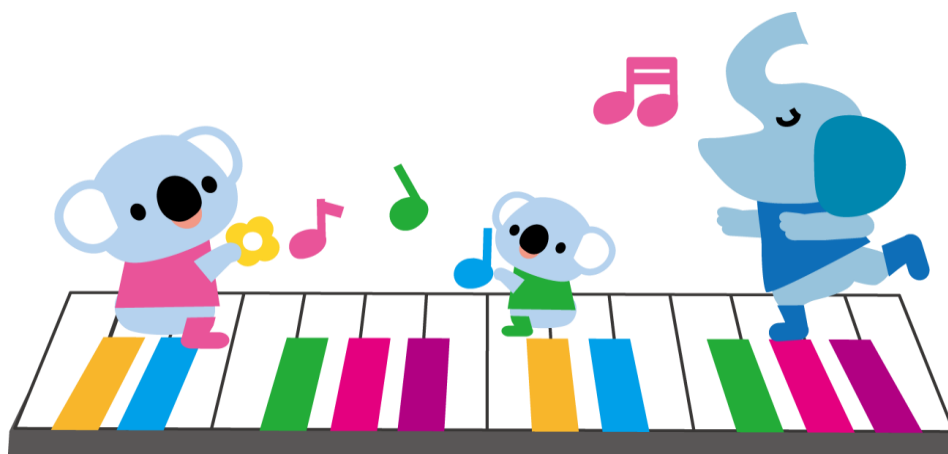
取扱事務	担当課	場所	電話番号
(5) 福祉関係			
・ 障がい者手帳の交付 ・ 介護保険資格等の関係 ・ 介護保険料に関すること ・ 福祉医療制度の関係 ・ 生活保護の相談	福祉課	草津町役場 2階 3番窓口	(0279) 88-7189
・ 介護サービスなど高齢者総合相談業務	地域包括支援センター	1階	88-0294
(6) 町税関係			
・ 各種証明書の交付（納税証明書、完納証明書、非課税証明書） ・ 軽自動車税証明書の交付 ・ 固定資産税・都市計画税・町県民税・軽自動車税に関すること	税務課	2階 5番窓口	88-7186
(7) 母子保健関係			
・ 乳幼児の健診、子育てに関する相談 ・ 母子手帳の交付、妊婦健診受診券交付の手續きに関すること ・ 乳幼児や高齢者の予防接種に関すること ・ 各種健診及び心身の健康に関する相談 ・ 健康づくり・食育・栄養に関すること	健康 推進課	草津町こども家 庭センター 「なないろ」 (保健センター)	88-5797
(8) こども園・児童室関係・教育関係			
・ 認定こども園に関すること ・ 子育て支援に関すること ・ 学童保育（児童室）に関すること ・ 子育てひろば「すくすく」に関すること ・ 児童生徒の入学・5歳児運動健診に関すること ・ 児童生徒の転校（転出入）手續きに関すること ・ 教育相談（不登校・いじめ問題等）に関すること ・ 特別支援教育・発達特性に関すること ・ 各種就学援助費・学校給食無料化に関すること ・ 奨学金制度に関すること ・ 高校生の就学費補助に関すること ・ 学校教育・学校施設利用に関すること ・ 幼児教育に関すること ・ 中学生海外姉妹都市交流に関すること	教育委員 会 こどもみ らい課	ヘルツこども園 教育委員会 こどもみらい 課 草津町役場 1階 児童室・すく すく (草津町公民 館2階)	88-3738 教育委員会 こどもみらい 課 88-0005
(9) 社会教育関係			
・ 草津町の文化財に関すること ・ 草津町公民館使用に関すること ・ 生涯学習・社会教育に関すること ・ 体育施設利用・スポーツ協会に関すること ・ スポーツ少年団に関すること ・ 草津町立温泉図書館利用に関すること	教育委員 会 事務局 社会教育 係	教育委員会事務局 社会教育係 草津町役場1階 草津町公民館1階 草津図書館 (草津温泉バスターミ ナル3階)	教育委員会事務局 社会教育係 草津町役場1階 88-0005 草津町公民館1階 88-3619 草津町立温泉図書館 88-7190
(10) その他			
・ 児童手当・（特別）児童扶養手当に関すること ・ 墓苑の管理に関すること ・ 犬の登録・狂犬病予防注射・犬、猫避妊手術の助成、蜂の駆除に関すること ・ パスポートに関すること（受付時間 午前9時～午後4時30分）	住民課	草津町役場 2階 2番窓口	88-7192
・ 有害鳥獣（熊、イノシシ、猿、たぬき等）に関すること	総務課	3階 7番窓口	88-0001
・ 弁護士による困りごと相談（予約制）	総務課	3階 7番窓口	88-0001
(11) 収納関係			
・ 税金、保険料、水道使用料、温泉・温水使用料等の支払	会計課	2階 1番窓口	88-7185
(12) 水道・下水道			
・ 水道・下水道に関すること	上下水道課	3階 9番窓口	88-7183
(13) 温泉・温水			
・ 温泉・温水に関すること	温泉課	3階 8番窓口	88-7182
(14) ごみ関係			
・ ごみの分別、出し方、収集に関すること	生活環境課	クリーンセンター	88-2407
(15) 道路行政（除雪・融雪）・町営住宅等			
・ 道路行政（除雪・融雪）・町営住宅等に関すること	土木課	3階 10番窓口	88-7184

【草津町役場住民課作成／草津町役場公式HP掲載あり・住民課窓口配布用資料あり】

第3部

各種の制度・手当等

(19～29)



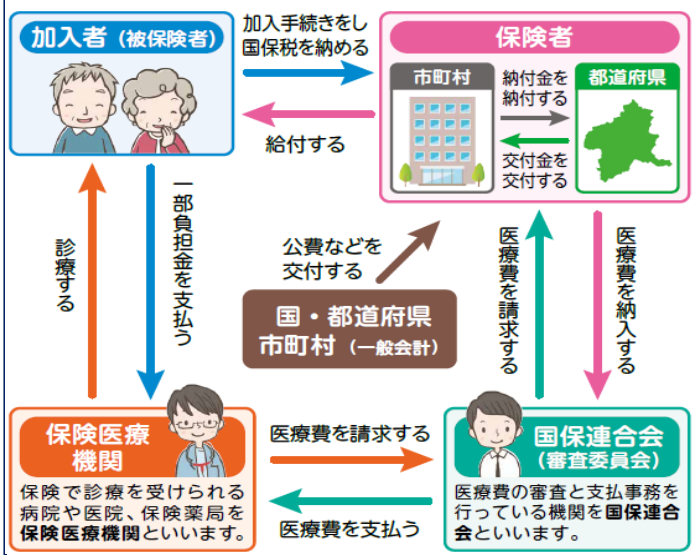
こくみんけんこうほけん かにゅうてつづ
国民健康保険の加入手続き

※『お元気ですか 国民健康保険です／群馬県・市町村
国民健康保険・群馬県国民健康保険団体連合会
(令和7年度版) より』

国保とは？

国保（国民健康保険）は、病気やケガに備えて、加入者（被保険者）がお金（国保税）を出し合って医療費にあてる制度です。いま住んでいる市町村、都道府県、国保組合が保険者となって国保の運営を行い、市町村は、皆さんが納める国保税と国、都道府県、市町村の公費などを財源に、医療費や出産育児一時金などを給付します。

国保のしくみ



国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入するとき、やめるときは、14日以内に市町村国保の窓口へ届け出てください。

●国保に加入するとき

- ◆他の都道府県から転入してきたとき
- ◆勤務先の健康保険などをやめたとき（退職日の翌日）
- ◆子どもが生まれたとき ◆生活保護を受けなくなったとき

⚠ 加入の届け出が遅れると

国保税は、国保の資格が発生（他市町村からの転入、勤務先の健康保険をやめたときなど）した月から納めなければなりません。そのため、届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになります。（最高3年間さかのぼります。）

●国保をやめるとき

- ◆他の都道府県へ転出したとき
- ◆勤務先の健康保険などに加入したとき
- ◆死亡したとき ◆生活保護を受け始めたとき

⚠ 脱退の届け出が遅れると

国保をやめるときには、届け出が必要です。国保の届け出が遅れると、他の健康保険などに加入していても、国保税を請求されてしまうことになります。また、国保の資格がない状態で受診してしまうと、国保分の医療費をあとで返さなくてはならない場合や、健診費用を後日負担していただく場合があります。

加入・脱退の手続きは、
マイナ保険証の有無に関わらず必要です。

国民健康保険に加入している方にお子さんが生まれた場合、お子さんの加入手続きが必要です。

●手続きに必要なもの

世帯主（または同一世帯の保護者）の
マイナンバーカード、国保の資格確認書

国保に加入する人（被保険者）

勤務先の健康保険に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人や生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の加入者（被保険者）となります。

●国保に加入する人



*外国人住民の人については、住民登録をしていない人も国保に加入する場合があります。

●加入は世帯ごと

国保では、一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行います。その届け出は、世帯主が行います。



マイナ保険証を利用しましょう

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行・再発行がされなくなり、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）での受診を基本とする仕組みへ移行しました。マイナ保険証を利用することで、より便利に、より安心して医療を受けられるようになっています。

しゅっさんいくじいちじきん
出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産した場合に、「赤ちゃん一人あたり50万円の出産育児一時金」が支給されます。

なお、妊娠12週（85日）以降であれば、死産や流産でも支給されますので、住民課窓口にて手続きをしてください。
※その他の健康保険の加入者（又はその扶養者）が出産した場合は、加入している健康保険組合等に対し手続きをしてください。

お問い合わせ・手続き

国民健康保険・
出産育児一時金草津町役場
住民課0279
88-7192

ふくしりょうひじゅきゅうしかくしゃしょう とりあつかい
福祉医療費受給資格者証の取扱いについて《子ども用》

お子さんが医療機関にかかった際に、**受給資格者証（ピンクの券）**を窓口に提示することにより、費用が無料になります。（群馬県と草津町が医療費を助成します。）

●健康保険等に参加していないと使えません。

受診の際は、ピンクの券と健康保険証を一緒に、医療機関の窓口へ提示して下さい。

＊保険の変更があった場合は、福祉課へ提出をお願いします。

●保険診療分に限りです。

保険適用外の方（差額ベッド代、診断書代、薬の容器代、救急外来 等）は自己負担となります。

＊入院時の食事代（標準負担額）は無料です。

●高額療養費の負担限度額まで無料です。

社会保険等に参加している方は、高額療養費の負担限度額を超える分については自己負担となりますので、医療機関の窓口でお支払下さい。約2ヶ月後に社保等から高額療養費としてお金が戻ります。（国保の方は窓口でのお支払いは不要です。）

＊【手続き】窓口で支払った額と高額療養費に差がある場合、①高額療養費支給決定通知書・②領収書・③保険証・④ピンクの券・⑤振込先を確認できる通帳、キャッシュカード等を持って、役場福祉課に申請して下さい。

●県内すべての医療機関で使えます。

県外の医療機関にかかった時は、いったん窓口で全額自己負担分をお支払い下さい。

後日、①その時の領収書原本（領収印のない場合や、領収書を紛失された場合、医療機関の証明が必要）・②保険証・③ピンクの券・④振込先を確認できる通帳、キャッシュカード等を持って、役場福祉課で申請していただければ、翌月以降にお金が戻ります。

●有効期間は18歳年度末までです。

ピンクの券の有効期間は、18歳に達する日以後、最初の3月31日までです。

※達する日とは…誕生日前日のことをいいます。

●【福祉医療費受給資格者証（子ども用）】使用する際の注意事項

- ① 氏名・住所・健康保険証・資格等に変更があったときには、14日以内にピンクの券を添えて届けてください。なお、草津町から転出するときには、このピンクの券をご返却ください。
- ② 以下の場合にはピンクの券は使用できませんので、医療機関等でその旨を申し出てください。
このような事故に遭遇した場合は、役場福祉課までご連絡ください。
※ 第三者行為に該当した場合・・・交通事故、旅先で食中毒になった、犬に噛まれた、人から危害を受けた等の（加害者がいる場合）
※ 学校保健安全法に基づく医療費の援助に該当した場合・・・学校等の管理下で負った傷病で、日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の給付を受ける場合
- ③ 社会保険等（協会けんぽ・組合健保等）の加入者の方については、自己負担限度額までの給付となります。これを超えた額については、いったんご自身で支払いをし、後日、各保険者に申請して高額療養費の支給を受けてください。また、福祉医療費が過大に支給されているときは返還の対象となります。

高額療養費の支給申請については、社会保険により方法が異なりますので、加入されている社会保険にお問い合わせください。



※福祉医療費受給者資格証の《母子・父子家庭等》及び《重度心身障がい者》の取り扱いについては、役場福祉課へお問い合わせください。

お問い合わせ・手続き	福祉医療費受給 資格者証の取扱	草津町役場 福祉課	0279 88-7189
------------	--------------------	--------------	-----------------

②⑩ 出産を支援する制度

草津町不妊治療費等助成事業

草津町では、平成26年度より不妊治療を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険の適用がされない特定不妊治療の医療費の一部を補助しています。

また、令和4年度より一般不妊治療、男性不妊治療、不育症に係る医療費の一部についても助成対象としています。

対 象 者	法律上の婚姻関係にある夫婦であり、次のすべてに該当する方が対象となります。 ● 申請日の1年以上前から草津町に住所を有する方 ● 医療保険加入者 ● 町税等の滞納をしていない方
助成対象となる不妊治療費	● 医師の判断を受けて実施する一般不妊治療、特定不妊治療(男性不妊治療含む)、不育症治療 〈注〉申請に係る文書作成料などは、助成対象に含めることはできません。
助 成 内 容	● 助成対象額は、当該年度内の治療費（夫婦負担額）の2分の1（千円未満は切り捨て）です。助成額の限度額は1回10万円です。 ● 助成回数は同一夫婦に対し通算3回を限度とします。
申 請 期 間	● 申請年度（4月1日～翌年3月31日）に受けた不妊治療は、原則としてその年度内に行ってください。やむを得ない理由で申請期限を過ぎてしまう場合は、あらかじめこども家庭センター「なないろ」（保健センター）までご連絡ください。
医 療 機 関	● 不妊治療についての医療機関は、群馬県で定められている指定医療機関とします。
申請に必要な書類と留意事項	● 申請に必要な書類等 ①草津町不妊治療費等助成金交付申請書 【様式第1号：こども家庭センター（保健センター）に様式があります】 ※助成金の振込口座は、申請者の口座に限ります。 ②草津町不妊治療費等助成事業 受診等証明書 【様式第2号：こども家庭センター（保健センター）に様式があります】 ※文書作成手数料は、医療機関規定の費用が必要です。 ③医療機関が発行した特定不妊治療費の領収書（原本） ④医療保険証の写し ⑤助成金振込先口座の写し 
助 成 金 の 交 付 方 法	● 助成が承認された場合に、申請者に通知するとともに、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。
助成金申請の不承認	● 要件に該当しないなど助成金を交付できない場合は、不交付決定通知書を送付します。

※町のホームページから様式のダウンロードもできます。

お問い合わせ	草津町不妊治療費等助成事業	こども家庭センター「なないろ」 (健康推進課/保健センター)	0279 88-5797
--------	---------------	-----------------------------------	-----------------

みじゅくじょういくいりょうきゅうふしんせい
未熟児養育医療給付申請

医師が入院を必要と認めた赤ちゃんが指定の医療機関で入院・治療を受ける際に医療費を負担する制度です。

赤ちゃんの体の発育や機能が未熟な状態で生まれた場合、速やかな入院治療が必要な場合があります。特定の要件を満たす赤ちゃんの医療費の全額又は一部を自治体が支援します。

●申請に必要なもの

必要書類		事務手続き	補足説明
1	養育医療給付申請書 (要綱様式1)	・申請者（保護者）記入、押印	様式は草津町こども家庭センター「なないろ」（保健センター）でお受け取り下さい。
2	養育医療意見書 (要綱様式2)	・指定医療機関記入、押印 (継続・転院時必要)	主治医が記載したもの（様式は医療機関にあります）
3	世帯調書 (要領様式1)	・申請者（保護者）が記入 生計を一にしている家族全員を記入（継続・転院時、異動がなければ省略可）	様式は草津町こども家庭センター「なないろ」（保健センター）でお受け取り下さい。
4	地方税情報に係る同意 (同意書としての書類はなくなりましたが、申請書類の中に同意覧があります)	・生計を一にする扶養義務者で収入のある方の税情報（1月から6月申請は前々年のもの、7月から12月申請は前年のもの）	自治体側で証明書類を用意する場合、住民基本台帳及び所得課税状況等を閲覧、調査させていただくため「同意」を申請の際にいただきます。
5	マイナンバーカードの写し	(もしくはマイナンバーカード通知の写し)	世帯全員のマイナンバーカードの写しが必要です。
6	健康保険証の写し	子どもの氏名が記載されているもの (加入する予定のものでも可)	申請者とお子さんの氏名が記載されている健康保険証の写しを用意して下さい。
7	母子健康手帳	・母子手帳の記載事項及び保護者から児の状況を確認し、申請書に転記する部分があるため	妊娠、出産の状況を確認させていただきます。
8	福祉医療券（ピンク色の券）の写し		役場福祉課で発行します。
9	印鑑		

※写しが必要な書類については、申請時にこども家庭センター「なないろ」（保健センター）でコピーを取らせていただきます。



お問い合わせ

未熟児養育医療給付申請

こども家庭センター「なないろ」
(健康推進課/保健センター)0279
88-5797

⑬ 出産を支援する制度

草津町妊婦のための支援給付

草津町では、令和7年4月より妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担軽減を目的とした「妊婦のための支援給付」（子ども・子育て支援法）と「妊婦等包括相談支援事業」（児童福祉法）が開始されました。

「妊婦のための支援給付」

対象者	1回目・2回目ともに草津町に住所を有する妊婦
金額	1回目：5万円 2回目：5万円×妊娠している子どもの数
給付方法	口座振込
給付時期	1回目：母子手帳交付後 2回目：妊娠8か月頃の保健師による訪問後
申請方法	【1回目】 母子手帳交付時に草津町こども家庭センター「なないろ」（保健センター）保健師と面談を行い、アンケート及び申請書（妊婦給付認定申請書）に記入いただきます。後日、口座振込にて支給します。 【2回目】 妊娠8か月頃を目安に、草津町こども家庭センター「なないろ」（保健センター）保健師が訪問を行います。その際に、アンケート及び申請書（胎児の数の届出書）にご記入いただきます。後日、口座振込にて支給します。
備考	流産・死産・人工妊娠中絶も支給対象となります。

「妊婦等包括相談支援事業」

＊児童福祉法において、「妊婦等包括相談支援事業」として、妊娠期から出産・子育てまで一貫した子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ「**伴走型相談支援**」を位置付けています。そのため、草津町では下記3回の面談を実施しています。

- ①母子手帳交付時
- ②妊娠7～8ヶ月頃の妊婦訪問
- ③出産後の新生児訪問

妊婦さん・子育て中の方へ

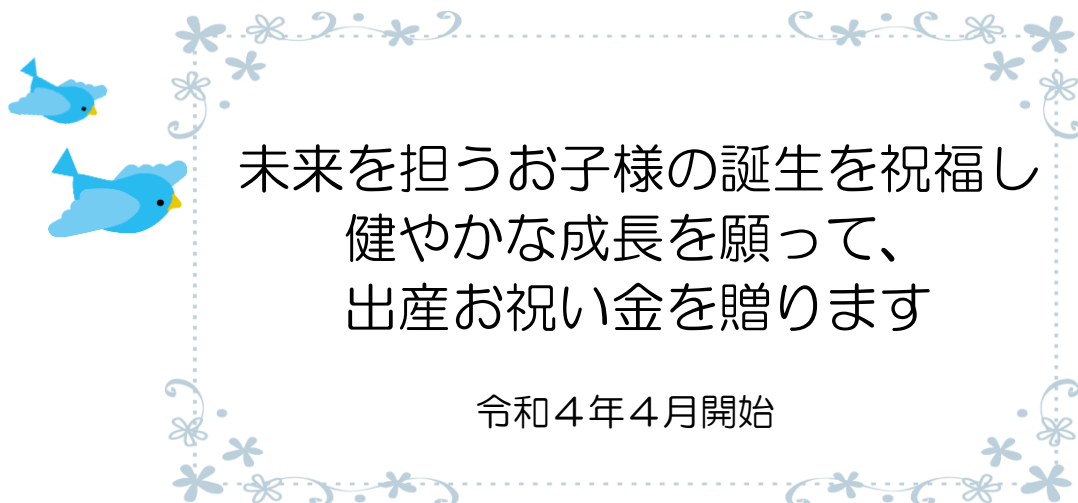
これから出産を迎える方、子育て中の方が安心して出産し子育てできるよう面談やアンケートを用いながら相談や支援に繋がっていきます。ぜひ、面談や訪問以外でもお気軽に保健師までお声掛けください。



お問い合わせ	草津町妊婦のための支援給付事業	こども家庭センター「なないろ」 （健康推進課／保健センター）	0279 88-5797
--------	-----------------	-----------------------------------	-----------------

②1 子育てを支援する制度

草津町 出産祝金



令和8年4月より、申請窓口が
草津町こども家庭センター     に変更となりました。

●支給対象児童

出生の日以降、初めて登録される住所が草津町となる児童

●申請・受給権者

支給対象児童の父または母

- ・対象児童の出産の日において、草津町に住所登録があり、その登録が6か月以上前から継続していること
- ・出産の日から3ヶ月以内に申請すること

※その他要件がありますので詳しくはこども家庭センター「なないろ」までお問い合わせください。

●祝金の支給額

第1・2子 5万円

第3子 10万円

第4子以降 15万円

●申請方法

- ・役場に出生届を提出後、草津町こども家庭センター「なないろ」にて申請手続きを行ってください。
(申請書はこども家庭センター「なないろ」にあります)

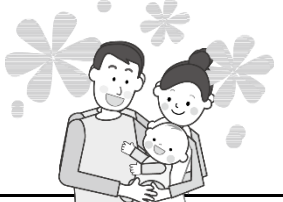


お問い合わせ	草津町出産祝金	こども家庭センター「なないろ」 (健康推進課/保健センター)	0279 88-5797
--------	---------	-----------------------------------	-----------------

②① 子育てを支援する制度

New! 令和8年度から 草津町乳児おむつ等購入費助成事業

草津町こども家庭センター「なないろ」では、子育て支援施策の充実に向け、令和8年度より、乳児のおむつ等を購入した費用を助成する事業を実施しています。

対象者	●草津町に住所がある満2歳に満たない乳児（※）を養育する保護者
対象者品目	①上記（※）の対象乳児が使用するもので ②誕生日以降、2歳の誕生日の前日までに購入した次の品目が支給対象となります。 ※令和8年4月1日以前に生まれたお子様は、令和8年4月1日以降に購入した対象品目が支給対象となります。 ★対象品目 紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・おむつライナー・おしりふき
助成金額	●乳児1人につき月額3,000円まで ※月の1日～末日に購入した金額 ※申請は乳児一人につき、月1回を上限とします 
申請方法	●対象品目を購入した領収書、又はレシート等購入品目・購入価格がわかる書類を持参の上、草津町こども家庭センター「なないろ」（保健センター）に申請してください。 ※数か月分まとめての申請でも結構です。 ただし、対象品目を購入した年度末までに申請してください。
申請時の持ち物	●申請の際は、以下①～③をご持参ください。 ①対象品目を購入した領収書、又はレシート等購入品目・購入価格がわかる書類（購入日が不明なものは対象外です） ②振込先の口座が確認できるもの（通帳又はカード等） ③申請書（こども家庭センター「なないろ」にあります）



お問い合わせ	乳児おむつ等購入費助成事業	こども家庭センター「なないろ」 （健康推進課／保健センター）	0279 88-5797
--------	---------------	-----------------------------------	-----------------

②① 子育てを支援する制度

児童手当

R6.12月更新

●支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している主な生計維持者に支給します。

●支給額（月額）

児童の年齢		一人あたり月額
◎0歳～3歳未満	（第1子・第2子）	15,000円
	（第3子以降）	30,000円
◎3歳～18歳	（第1子・第2子）	10,000円
	（第3子以降）	30,000円

※令和6年10月（12月支給分）から、所得制限なしとなりました。

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額になります。

※「第3子以降」の算定対象は、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降の子をいいます。

●支給時期

原則として、毎年2月・4月・6月・8月・10月・12月に、それぞれの前月までの2か月分の手当を支給します（年6回）。

●手続き方法 詳しくは草津町住民課にお問い合わせください。

認定請求

お子さんが生まれたとき、他の市町村から転入したときは、「認定請求書」の提出が必要です。認定を受ければ、原則として、申請した翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願ひします（出生日又は転入日の翌月から15日以内）。

※大学生世代（18歳から22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもの養育を含め、3人以上養育している場合は、別途「監護相当、生計費の負担についての確認書」が必要になります。

現況届

令和4年度より現況届について、児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は不要となりました。ただし、町から提出の案内があった方につきましては、6月分以降の児童手当等を受けるには「現況届」が必要です。（毎年6月に提出）

現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。その他、必要に応じて届け出が必要となります。

お問い合わせ・手続き

児童手当

草津町役場
住民課

0279
88-7192

②① 子育てを支援する制度

児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために支給される手当です。

●支給額（月額）

支 給 区 分		月額（令和8年4月～）
本体額	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
第2子以降加算額	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円

※受給資格者の所得や子どもの数によって決まります。

※平成29年4月から物価スライド制が導入されているため、毎年度月額が変動します。（特児・児扶）

●支給対象

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（障がいがある場合は20歳未満の児童）で、以下のいずれかの条件に該当する児童を監護する母や父、又は養育者（祖父母）です。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1 両親が離婚 | 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた |
| 2 父または母が死亡 | 7 父または母が法令により一年以上拘禁 |
| 3 父または母が重度の障害者 | 8 未婚の母の子 |
| 4 父または母の生死が不明 | 9 父・母ともに不明 |
| 5 父または母から一年以上遺棄 | |

●手続き方法

詳しくは草津町住民課にお問い合わせ下さい。

申請時に記入する認定請求書のほか、戸籍謄本など支給要件に該当する事実の分かる書類等が必要です。

●届出義務・手当の返還

毎年8月に世帯状況や所得状況などの確認をするための「現況届」を提出して下さい。
受給資格を喪失しているにも関わらず手当を受給した場合は全額を返還していただきます。

※所得制限

児童扶養手当制度には所得制限があります。
手当月額は受給者本人の所得に応じて10円単位で決定されます。
ただし、受給資格者及び扶養義務者の所得が一定額以上の場合は支給されません。

※物価スライド制が導入されました（H29.4～）

児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額算定について平成29年4月から「物価スライド制」が導入されました。これは、物価の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。

この仕組みは、子どもが一人の場合の手当額ではすでに導入されていましたが、子ども2人以上の場合の加算額にも導入されるものです。

お問い合わせ

児童扶養手当

草津町役場
住民課

0279
88-7192

とくべつ しどう ふよう てあて
特別児童扶養手当

身体等に障がいのあるお子さんに関わる制度

精神・知的または身体障がい(中・重度)の状態にある20歳未満の児童を監護している方に支給されます。(所得制限有り)

※次の場合には手当が支給されません。

1. 父母・養育者及び児童が日本国内に住所を有しない場合
2. 児童が障がいを事由とする年金を受給できる場合
3. 児童福祉施設等(通所施設除く)に入所している場合

●児童の障がいの等級

- 【1級】 身体障害者手帳1・2級の身体障がい、療育手帳の判定がA程度の知的障がい、または精神障がい
- 【2級】 身体障害者手帳3級程度の身体障がい又は日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がい(身体障害者手帳の等級はあくまでも目安です。所持の必須ではありません)

●支給額

支給額は等級によって決まります。詳しくはお問い合わせ下さい。

●手続き

申請には、申請時に記入する認定請求書のほか、世帯全員の住民票、診断書(特別児童扶養手当用の診断書があります。また、療育手帳又は身体障害者手帳をお持ちの方は、診断書を省略できる場合があります)などが必要となります。個々の状況に応じて、それら以外の書類を要する場合がありますので、詳しくは住民課へお問い合わせ下さい。

●届出義務

一度手続きをしたら、毎年8月12日から9月11日までの間に「所得状況届」を草津町役場(住民課)に提出して下さい。また、世帯の状況が変わったり、障害の程度が変わった場合、また、児童が施設に入所した場合など、資格の変更や、喪失事由が発生した場合はその都度、届出が必要です。

●手当の返還等

支給停止事由や資格喪失事由に該当し、受給資格がなくなっているのに手当を受給した場合、資格喪失日の翌月より手当の全額を返還していただきます。

お問い合わせ	特別児童扶養手当	草津町役場 住民課	0279 88-7192
--------	----------	--------------	-----------------

② 特別な支援を必要とする子どものための制度

身体等に障がいのあるお子さんに関わる制度

詳細は役場福祉課にご相談ください。

種 類	内 容
身体障害者 手帳の交付	視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能または咀嚼機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳疾病による運動機能障がい）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能・肝臓機能に永続する障がいのある方を対象とします。障がいの程度により1級から6級までに区分されます。
療育手帳の交付	児童相談所等において、知的障がいがあると判定された方を対象とします。障がいの程度によりA1からB2までに区分されます。
精神障害者保健 福祉手帳の交付	精神疾患を有する方のうち、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方（初診日から6ヶ月経過後）を対象とします。障がいの程度により1級から3級に区分されます。
育成医療 （自立支援医療）	18歳未満で身体に障がいのある方、又はこれを放置すると将来障がいを残すと認められる方で、手術等を行うことにより確実な治療効果が期待できるとき、指定医療機関において治療を受けた場合に医療費の一部を助成します。（所得制限有り。原則1割の自己負担有り）
障がいに伴う 手当	障がいの程度（障がい者手帳の等級等）により、国・県・町から手当が支給されます。それぞれの手当で支給要件や申請方法が異なりますので、担当課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ	身体等に障がいのある お子さんに関わる制度	草津町役場 福祉課	0279 88-7189
--------	--------------------------	--------------	-----------------

児童発達支援（就学前に受けられる支援や療育）について

*児童発達支援とは

小学校就学前6歳までの発達に気になる子どもさんが利用できる通所事業所です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、こども園のように遊びや学びの場としての支援も受けられます。

●対象者

心身の成長や発達に心配のある未就学の子どもさんが対象で、療育手帳がなくても利用できます。町の保健師や児童相談所、医師等が療育の観点から支援が必要であると判断した場合、町への申請により「受給者証」が発行され利用が可能となります。

事業所の利用を検討する場合は福祉課に相談をしてください。

*最寄りの児童発達支援事業所は、長野原町にあります。

事業所名：「ながのはら一会（いちえ）」

*サービス利用（利用日数・時間）については、相談支援事業所の相談員と相談の上、決められます。

●利用料

国の無償化制度（3歳以上）及び町による助成制度（0～2歳）により、かかりません。

お問い合わせ	児童発達支援サービス	草津町役場 福祉課	0279 88-7189
--------	------------	--------------	-----------------

せいかつほごせいど
生活保護制度

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対して、最低限の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。ただし、自分の資産や能力を最大限に活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合に限り保護されます。生活保護を受けようとする方は、お近くの民生児童委員または役場福祉課へご相談ください。

*福祉についてのご相談は民生児童委員へ

民生児童委員は、生活にお困りの方や、心身に障がいのある方、高齢者、児童などの問題を抱えている方の相談相手として各地域にあります。お困りのことがありましたら、民生児童委員に相談してください。

お問い合わせ	生活保護制度・民生児童委員	草津町役場 福祉課	0279 88-7189
--------	---------------	--------------	-----------------

しゅうがくえんじょひせいど
就学援助費制度

経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対して、就学援助のために必要な学用品費や、修学旅行費・校外活動費の一部を補助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とした制度です。

●対象者

草津町立草津小学校及び中学校に在籍し、かつ、生活保護制度の要件に準ずる程度に困窮していると草津町教育委員会が認定した児童生徒のいる世帯が該当となります。〈審査有り〉

●申請及び審査

補助金を受けようとする保護者の方は、その児童生徒の担当教諭を通し、「就学援助費交付申請書」に必要事項を記入して各小・中学校へ提出して下さい。その申請を受け、教育委員会の判定会議で審査をし、認定された場合は年2回に分けて支給をします。

お問い合わせ・手続き	就学援助費制度	教育委員会こどもみらい課	0279 88-0005
------------	---------	--------------	-----------------

とくべつ し え ん きょういくしゅうがくしゅうれい ひ ほ じょ せい ど
特別支援教育就学奨励費補助制度

●制度の内容

草津町立草津小学校及び中学校の『特別支援学級』へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のために必要な経費について、国、県、町がその経費の一部を負担、補助する制度です。

●申請及び審査

審査は保護者の収入や世帯の状況等から支弁区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）によって算定します。支給については各学期（年3回）ごとに行います。

とくべつ し え ん きょういくしゅうがくしゅうれい ひ ほ じょ せい ど
特別支援教育諸学校就学補助制度

●制度の内容

草津町では『特別支援学校』に通学する草津町に住所を有する児童・生徒へ、就学費の補助を行っています。年額36,000円（月額3,000円）を年度末に一括支給しますので手続きについて、教育委員会へ相談をして下さい。

お問い合わせ	特別支援学級 特別支援学校	に関する事	教育委員会こどもみらい課	0279 88-0005
--------	------------------	-------	--------------	-----------------

草津町遠距離通学（通園）費補助制度

遠距離通学（通園）に係る経費について、保護者の負担軽減を図るためのものです。

●対象者

草津町立草津小学校及び中学校に在籍する児童・生徒、または、草津町立ベルツこども園に通園する園児で、前口地区に住所を有する保護者の方が対象となります。

●申請手続き・支給方法

補助を受けようとする保護者の方は、草津町教育委員会が指定した期日までに「遠距離通学（通園）費補助金交付申請書（学校及びこども園を通じて配布します）」に必要事項を記入して、各学校や園を通じて提出して下さい。

補助金額はバスの停留所ごとに算定をします。支給については年2回に分けて指定口座へお振り込みいたします。

お問い合わせ ・手続き	遠距離通学費補助制度	教育委員会 こどもみらい課	0279 88-0005
	遠距離通園費補助制度		

草津町高校生等就学費補助制度

草津町では町長施策の独自事業として『高校生等への就学補助』を行っています。

この制度は、草津町に住所を有する（又は草津中学校を卒業した）生徒が、高等学校（高等専門学校、専修学校、特別支援学校高等部）に就学している場合、就学にかかる経費の一部を補助するものです。

●申請手続き

補助金の交付を受けようとする保護者の方は、教育委員会が通知し同封する様式（高校生等就学費補助金交付申請書）に必要事項を記入し、提出して下さい。

●補助支給額

一人あたり
年額**60,000**円

●支給方法

補助金の交付は、審査のうえ通知する「交付決定通知書」に記載する期間中に、草津町役場会計課窓口にて現金で支給します。受給の際は、決定通知書と印鑑をご持参下さい。

※令和7年度より増額となりました。

お問い合わせ・手続き	草津町高校生等 就学費補助制度	教育委員会こどもみらい課	0279 88-0005
------------	--------------------	--------------	-----------------

草津町奨学金貸与制度

経済的理由により高校や大学への就学が困難な方に学資を貸与し、教育の機会の均衡を図ることを目的とした草津町の奨学資金貸与制度です。

●貸与対象者

- ・草津町に3年以上居住し、引き続き永住見込みのある方
- ・高等学校及び大学またはこれと同等の学校に在学する者
- ・学資の支弁が困難な者
- ・教育委員会が事情を考慮し特に認めた者

●貸与額 〈大学生・高校生共に〉

月額20,000円（無利子）

●貸与申請手続き

申請書（保証人も必要です）に下記書類を添えて草津町教育委員会に提出して下さい。

- 1 奨学生学業成績人物考査書
- 2 履歴書
- 3 戸籍謄本
- 4 税の完納証明書 等

お問い合わせ・手続き	草津町奨学資金制度	教育委員会こどもみらい課	0279 88-0005
------------	-----------	--------------	-----------------

②④ その他の子育て支援に関わる事業案内

草津温泉町内巡回バス事業

草津町ではJRバスと契約をし、町内巡回バスを運営しています。
ワンコイン（1回100円）で乗車出来ますのでご利用下さい。



時刻表はホームページもしくは
福祉課窓口にてご確認ください。



時刻表はこちらから▶
(草津町役場HP内)

お問い合わせ	草津温泉町内巡回バス	草津町役場 福祉課	0279-88-7189
		JRバス関東長野原支店	0279-82-2028

草津町防災行政用メール配信サービス

登録等の詳細は、草津町公式ホームページをご覧ください。

●このメール配信は、基本的に防災行政無線と同様の内容を配信します。

- 1) 各種消防防災無線
- 2) 異常気象時における草津町周辺の道路交通規制情報
- 3) 防犯情報
- 4) 行方不明者等の情報提供依頼
- 5) その他行政一般情報（水道温水等の一時停止など）

※ 登録及び配信は無料です。（通信費用は登録者負担）

●登録専用アドレス kusatsu.ml.add@e-park.ne.jp

※お手持ちの携帯電話もしくはパソコンから、メール配信登録専用アドレスへ空メールを送信してください。

※送信後、登録確認アドレスから登録完了のメールが届きます。

※登録が完了され、役場から送信される各種配信内容を見ることができます。



▲登録等はこちらから
(草津町役場HP内)

お問い合わせ・手続き	草津町防災行政用 メール配信サービス	草津町役場 総務課 (防災担当)	0279 88-0001

草津町LINE公式アカウント

町民の皆さまに向けた災害などの緊急情報や町政・イベント情報をお知らせします。スマートフォンから簡単に利用できますので是非ご活用ください。

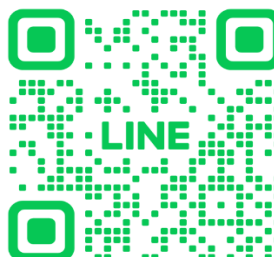
●草津町のLINE公式アカウントでできる主な機能

- ・広報誌やライブカメラ等各種メニューより情報が取得できる。
- ・ぴったりサービス（マイナンバーカード）でできる電子申請。
- ・地区別のゴミの収集日や、ゴミの分別方法がわかる。
- ・災害時の緊急情報や、暮らしの情報等を発信。

●友だち登録方法

右の二次元コードを読み取るか、またはLINEアプリを起動し、「友だち検索」から「草津町」（ID：@kusatsu.town）で公式アカウントを検索すると友だち登録できます。

●友だち登録リンク：<https://lin.ee/CPK57aJ>



▲友だち登録はこちら

お問い合わせ	草津町LINE公式アカウント	草津町役場 総務課	0279 88-0001

草津町の公園

草津町には都市公園や運動公園があります。（町条例）
その他に、子どもたちが遊べるミニ公園があります。

●都市公園（草津町公園条例）

①囲山公園（かこいやまこうえん）
草津町字囲山538 1.24ha

②頌徳公園（しょうとくこうえん）
草津町字地蔵289-1 1.3ha

○運動茶屋公園 道の駅
（うんどうちやこうえん みちのえき）
草津町字旧社地

○西の河原公園（さいのかわらこうえん）
草津町字西の河原 8.5ha
上信越高原国立公園特別地域指定

③昭和公園（しょうわこうえん）
草津町字滝尻原 0.45ha



①囲山公園（白根神社隣）
ブランコ・すべり台・砂場



②頌徳公園（地蔵区）
すべり台



③昭和公園（昭和区）
ブランコ・シーソー等



●運動公園（草津町公園条例）

○草津町運動公園
南本町エリア グラウンド8ヶ所

●児童公園



④浅間台公園（南本町区）
すべり台・砂場・ブランコ



⑤滝下児童公園（滝下区）
鉄棒



⑥前口ちびっこ広場1
砂場

●ポケットパーク等



⑦中島公園（東殿塚区）



⑧ポケットパーク（東殿塚区）
すべり台



⑨前口ちびっこ広場2
（中原）すべり台・砂場

②⑤ その他の子育て支援に関わる事業案内

子育て応援パスポート「ぐ〜ちょきパスポート」

群馬県事業



この事業に協賛された群馬県内の店舗等（ぐ〜ちょきショップ）に「ぐ〜ちょきパスポート」を提示することで「ちょっとお得」な特典の提供が受けられます。

対象は妊婦さんから18歳に達して最初の3月31日までのお子さんのいるご家庭です。

県内共通で利用できます。協賛ステッカー等が提示されている店舗にてこのパスポートをご提示下さい。各協賛店舗ごとに設定されている代金割引、ポイント追加、無料サービスが受けられます。

お問い合わせ

ぐ〜ちょきパスポート

草津町役場 住民課

0279
88-7192

マタニティーキーホルダー

厚生労働省



妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとっても大切な時期です。しかし、外見では見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんには様々な苦労があります。

妊婦さんが交通機関等を利用する際に、優先席に座りやすくなったり、災害時に助けを得やすくするための対策として、バッグなどに身に付け、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。



国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し「マタニティマーク」が発表されました。

お問い合わせ

マタニティーキーホルダー

こども家庭センター「なないろ」
(健康推進課・保健センター)

0279
88-5797

思いやり駐車場

群馬県事業

公共施設や商業施設に設置されている車いす駐車場を有効活用し、障がいのある方や介護認定を受けている方、妊産婦などにも広く利用していただく制度です。

利用できる駐車場は群馬県と協定を結んだ施設の駐車場で、思いやり駐車場のステッカーなどが表示されています。

思いやり駐車場利用証▶



(妊産婦用)

●利用証の交付の対象となる方

○身体等に障がいのある方で群馬県が定めた交付基準に該当する方 ○介護保険の介護認定を受けた方で要介護度1以上の方 ○特定疾患医療受給者の方 ○妊娠7ヶ月から産後6ヶ月の妊産婦の方

お問い合わせ

思いやり駐車場

草津町役場 福祉課
草津町社会福祉協議会

0279-88-7189
0279-88-1050

第3部 各種の手当・制度等

6 各種の手当・制度等

草津町の医療機関

※草津町役場公式ホームページより

施設名	所在地	電話番号	診療科目等
		(市外局番0279)	
草津こまくさ病院	草津464-701	88-4321	整形外科・内科・泌尿器科
布施医院〈*学校医〉	草津462-58	88-2030	内科・小児科・消化器科
草津外科内科クリニック	草津249-36	88-9660	外科・内科・小児科・アレルギー科等
芝歯科医院〈*中学校歯科医〉	草津609-3	88-4771	歯科
草津歯科医院〈*小学校歯科医〉	草津442-4	88-9324	歯科

休日の当番医

休日の当番医については「草津町役場公式ホームページ」や「草津町広報いでゆ」で、確認することができます。

※草津町役場公式ホームページから「休日の当番医」を探す場合、トップページの情報ナビの中に『休日当番医』という覧があるのでクリックしてください。

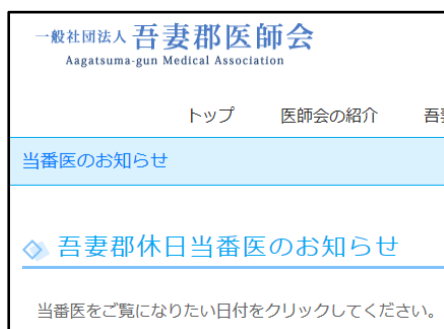
※草津町広報「いでゆ」の最終ページにも掲載されています。



●吾妻郡内、群馬県内の休日当番医

▲「今月の休日当番医」（草津町役場HP内）はこちらから

上記の草津町役場のホームページから以下のサイトへリンクできます。



吾妻郡内（医師会HP）



群馬県内（県広域災害・救急医療情報サービス）

救急車を呼ぶとき

病気やケガ、食中毒などで緊急の医師の手当てが必要なときは 119番 へ通報して下さい。

携帯電話からの火事や、救急の119番通報は、高崎市の高崎指令センターにつながります。つながったら「吾妻郡の草津町」と告げて、落ち着いて状況を応答して下さい。



【お問い合わせは 西部消防署へ 0279-88-0119】

こども医療電話相談／休日や夜間のお子さんの救急相談



「子どもの救急ってどんなとき?」という冊子を母子手帳の交付の際に草津町保健センターがお配りします。

この冊子の中に、右のように休日夜間救急センターのことや小児救急電話相談（＃8000）のことが載っています。

【群馬県こども医療電話相談！】

#8000

夜間や休日にお子さんの病気への対処方法や、応急処置などが電話で相談出来ます。

○対象：15歳未満の子どもの保護者等

○相談対応者：専任の相談員

○利用上の注意：

＊この電話相談は病気の診断や治療をするためではなく、助言によって保護者の判断の参考としていただくものです。

＊保護者の目から見て明らかに緊急を要する場合には、119番をご利用下さい。

＊携帯電話からも利用できます。

＊相談は無料ですが、通話料は利用者負担となります。

＊電話がつながりにくい場合は03-5524-8135をご利用下さい。

問い合わせ先は
群馬県健康福祉部医務課
027-226-2534

5 夜間（休日）に子どもを診てもらいたい時



●休日当番医／休日夜間急患センター

★休日には当番で診療所が開院しています。各市町村の広報やホームページなどで確認しておきましょう。

★また、平日の夜間や休日に開院している休日夜間急患センターが県内9カ所に設置されています。（診療時間等は各自ご確認ください。）

診療所名	所在地	電話番号
前橋市夜間急病診療所	前橋市朝日町4-9-5	027-243-5111
高崎市夜間休日急病診療所	高崎市高松町5-28	027-381-6119
渋川地区広域圏夜間急患診療所	渋川市渋川1760-1	0279-23-8899
富岡市甘楽郡医師会休日診療所	富岡市富岡2037-1	0274-64-1939
沼田利根医師会休日夜間急患診療所	沼田市上原町1801-68	0278-24-1199
伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481	0270-24-0111
桐生市医師会立平日夜間急病診療所	桐生市元宿町18-2	0277-47-2501
太田市平日夜間急病診療所	太田市飯田町818	0276-60-3099
館林市夜間急病診療所	館林市新栄町1844-3	0276-73-2313

●群馬県統合型医療情報システム／テレホンサービス

★小児科の救急診療については、中毛地区、西毛地区、北毛地区、東毛地区で輪番体制が組まれています。

★受診可能な医療機関については、「群馬県統合型医療情報システム」で検索、または各消防本部のテレホンサービスにお問い合わせください。

群馬県統合型医療情報システム





連絡先	電話番号
前橋市消防局	027-221-0099
高崎市等広域消防局	027-325-0011
桐生市消防本部	0277-22-0099
太田市消防本部	0276-45-7799
伊勢崎市消防本部	0270-23-1299
館林地区消防組合消防本部	0276-73-5699
利根沼田広域消防本部	0278-24-0099
渋川広域消防本部	0279-23-0099
多野藤岡広域消防本部	0274-23-6699
富岡甘楽広域消防本部	0274-64-0099
吾妻広域消防本部	0279-68-2399

※群馬県統合型医療情報システムは前のページの草津町役場公式ホームページ（リンク先有り）からつながります。

6 受診した方がよいのかわからない時



●こども医療電話相談（＃8000）

★子どもが急に具合が悪くなったとき、すぐに受診した方がよいのか、家庭でどのように処置をすればよいのか等について、保健師または看護師が電話で相談に応じます。

#8000 番におかけください

受付時間

月～土曜日

午後6時～翌朝午前8時

日曜、祝日、年末年始

24時間受付（H31.4～）

※通話料は有料です

※IP電話・ダイヤル回線をご利用の方は、携帯電話からおかけください。
※平日の日中は、かかりつけ医などにご相談ください。

＜利用上の注意＞

・この電話相談は病気の診断・治療をするものではありません。保護者が判断するための参考としてお聞きください。
・明らかに緊急を要する場合は、119番で救急車を呼んでください。

★次のWEBサイトでも、受診の判断の目安を提供しています。

日本小児科学会 おかあさんのための救急＆予防サイト
<http://kodomo-qa.jp/>

こどもの救急

こころの健康相談ダイヤル

厚生労働省・群馬県

草津町（保健センターや教育委員会事務局）でも各種相談事業を実施していますが、国や県でもホットダイヤルや相談のための窓口が用意されています。

こころの健康相談が必要なときは、一人で思い悩まずに、相談をしてください。

—— ゲートキーパーとは ——

変化に気づく 耳を傾けぬぎらう 支援先につなげる 温かく見守る

みんなで取り組もう「いのち支えるゲートキーパー」

こころの健康相談統一ダイヤル
0570-064-556
相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。

24時間子供SOSダイヤル 24時間対応
0120-0-78310
各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

よりそいホットライン 24時間対応
0120-279-338 FAX 03-3868-3811
岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方
0120-279-226
通話による聞き取りが難しい方はファクシミリでのご相談にも応じております。

詳しくは、厚生労働省自殺対策推進室のHPや「いのちつながりFacebook」を御覧ください。

自殺対策 検索

いのち支える 厚生労働省

- こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 群馬県は月曜から金曜9：00～22：00
- よりそいホットライン 0120-279-338 24時間
- 群馬いのちの電話 027-221-0783 毎日9：00～0：00
毎月10日及び第2・4金曜日24時間

いじめ問題・人権問題相談ダイヤル

国の関係省庁・群馬県・児童相談所

児童生徒の「いじめ問題」等の相談窓口は、草津町では教育委員会事務局が対応しており、子どもの人権関係については総務課や教育委員会事務局等が相談窓口となっていますが、国の関係省庁等でも『24時間子供SOSダイヤル』などを開設しています。

一人で悩まずに、相談ができるよう、お子さんにも相談方法を伝えてください。

学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、いつでも話を聞こう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら 189番 (児童相談所全国共通ダイヤル)	子どもの人権110番 0120-007-110 (通話料無料、法務局職員または人権擁護委員による相談窓口)	各都道府県警察本部による少年相談窓口 (右のQRコードから近くの窓口を調べられます)
--	---	---

内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 24時間 フリーダイヤル
- 子どもの人権110番 (前橋地方法務局) 0120-007-110 平日8：30～17：15
- こどもホットライン24 (群馬県中央児童相談所) 0120-783-884 24時間 フリーダイヤル
携帯電話の方 027-263-1100 24時間

児童虐待に関わる相談・通報ダイヤル

厚生労働省・児童相談所

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

189
いちはやく

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

厚生労働省

児童虐待に関する窓口は草津町ではこども家庭センター「なないろ」（保健センター）などの全関係機関（草津町要保護児童対策地域協議会）が行っていますが国や児童相談所でも全国共通ダイヤルを用意しています。

- 児童相談所全国共通ダイヤル 189 24時間
- 群馬県北部児童相談所 0279-20-1010 平日8：30～17：15

上記のほか、児童虐待に関しては速やかに警察や役場に相談、通報をしてください。

子どもの子育て行政に関わる草津町の担当課や機関については、このガイドブックでご案内をさせていただきました。

赤ちゃんのこと、園児のこと、小学生のこと、中学生から高校生のこと、そして、大切なお子さんを、守り、育て、お母さんやお父さんの支援に関してもご案内させていただきました。

このページでは、その他の、町や国・県の専門的な相談機関の相談窓口をお知らせいたしますが、もしかすると、機関の数が多く、逆に、どこに相談したら良いのか分からない、ということもあるかもしれません。そんな時は、草津町役場の担当課（係）がいますので、お気軽に相談または連絡をして下さい。

●子育て行政に関わる相談窓口 代表電話番号

草津町こども家庭センター「なないろ」 (健康推進課・保健センター)	0279 88-5797	母子保健・子育て支援全般
草津町教育委員会こどもみらい課(役場1階)	0279 88-0005	こども園・児童福祉全般・教育関係全般
草津町教育委員会事務局(役場1階)	0279 88-0005	社会教育関係全般
草津町役場住民課(役場2階)	0279 88-7192	児童福祉全般
草津町役場福祉課(役場2階)	0279 88-7189	社会保障全般

◆その他の支援機関の相談窓口 代表電話番号

●こころの健康・病気・発達・障がいについての相談

相談事業名	実施機関	連絡先 代表番号	主な事業内容
精神保健福祉相談	吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	保健師や精神保健福祉士／電話・面接・訪問
児童相談	北部児童相談所	0279-20-1010	18歳未満の児童に関する発達等相談／電話
あがつま相談支援センターやまばと	相談支援事業所	0279-25-8004	障がいのある本人・家族・育ちの気になるお子様／電話・来所・訪問
西部相談支援センター	相談支援事業所	0279-96-1681	障がいのある本人・家族・育ちの気になるお子様／電話・来所・訪問

●園や学校生活・不登校・ひきこもり・発達面等についての相談

子ども教育・子育て相談	群馬県総合教育センター	0270-26-9200	園や学校生活、養育に関する相談／電話
地域療育相談	吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	療育相談、マザー＆チャイルド事業等／巡回
教育相談	吾妻教育事務所	0279-75-3370	園や学校生活、養育に関する相談／電話
子ども・若者支援	群馬県子ども・若者支援協議会	027-226-2393	子ども・若者の社会生活上の自立支援相談／電話
少年相談	群馬県警察本部少年育成センター	027-221-1616	非行問題、家庭内暴力、犯罪被害等／電話・面接

●女性が抱える悩み等についての相談

女性相談	群馬県女性相談センター	027-261-4466	配偶者暴力、DV等／電話
とらいあんぐる相談室	ぐんま男女共同参画センター	027-224-5210	子育て、家族関係、介護、生活／女性限定／電話
警察安全相談室	群馬県警察本部	027-224-8080	24時間受付 警察本部の総合相談窓口
女性相談者専用電話	群馬県警察本部	027-224-4356	月曜～金曜8:30～17:15／電話
ストーカー・配偶者暴力対策	群馬県警察本部	027-243-0110	ストーカー相談、DV相談／電話
Saveぐんま	群馬県性暴力サポートセンター	027-329-6125	性暴力被害者のためのサポート、相談／電話

●生活環境・就労、人権・行政についての相談

就労相談	ぐんま若者サポートステーション	027-212-3630	15歳～49歳の方の就労相談、就労訓練／来所
ハローワーク	ハローワーク中之条	0279-75-2227	平日8:30～17:15 職業紹介／電話・来所
生活困窮者自立相談	草津町社会福祉協議会	0279-88-1050	生活困窮（収入・就労等）に関わる相談／電話・来所
人権・行政相談	草津町役場総務課	0279-88-0001	人権擁護委員による人権や行政相談／電話・来所
法律相談	草津町役場総務課	0279-88-0001	弁護士による無料法律相談／予約制・来所
ねんきんダイヤル	日本年金機構	0570-05-1165	年金に係る相談／電話・来所



1 目次・はじめに

2

妊娠・
赤ちゃんの
こと

3

乳児等
保健
予防
接種
と

4

相談
支援
体制
と
教室

5

こども
園と
中
学
校

6

各種
の
手
当
・
制
度
等

7

もしもの
時の
相
談
窓
口
等



子どもが元気になれる魔法

気にかけてあげましょう

笑いかけてあげましょう

声をかけてあげましょう

励ましてあげましょう

なぐさめてあげましょう

抱きしめてあげましょう

そばに居てあげましょう

～草津町育ちと学びを支えるネットワーク事業～

草津町 子育てガイドブック 2026年度版

草津町 育ちと学びを支えるネットワーク事業

草津町こども家庭センター「なないろ」（保健センター）
草津町教育委員会事務局／こどもみらい課
草津町住民課
草津町福祉課

発行：令和8年5月
編集：草津町教育委員会こどもみらい課